

意見書

平成24年11月26日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 102-0074

(ふりがな) とうきょうとちよだく くだみなみ ちょうめ ぼん ごう

住 所 東京都千代田区九段南二丁目3番1号

(ふりがな) ふじょん こみゆにけーしょんず かぶしがいしゃ

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく あいき たかひと

代表取締役社長 相木 孝仁

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年10月26日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度は「接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」につき意見募集の機会を頂き、厚く御礼申し上げます。

下記のとおり弊社意見を提出させていただきますので、御取り計らいの程何卒宜しく願い申し上げます。

<弊社意見>

平成 25 年度の接続料算定に用いる入力値更新については適当と考えます。

最新の入力値へ更新すること、加えて長期増分費用モデルの一部変更を行うことによって、接続料原価の低減化が図られるものと窺えますが、平成 24 年 9 月 25 日付け「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」答申によりますと、接続料の水準は依然上昇傾向にあることは変わりありません。

NTT 東西殿の PSTN マイグレーション／廃止時期が明らかとなり、IP 網への一層の需要移行が見込まれ、PSTN を取り巻く市場環境が大きく変化しようとしておりますので、長期増分費用モデルの抜本の見直しは避けられないものと考えております。今後鋭意ご検討いただけることを要望いたします。

以上